

関 係 資 料

平成 19 年 11 月 29 日
金 融 庁

銀行・証券間のファイアーウォール規制について

1. 銀証分離の経緯

米国グラス・スティーガル法(1933年):戦前の銀行恐慌で、銀行による証券業務が証券投機や不公正取引を招き、価格暴落と銀行倒産の原因になったとの指摘を踏まえ、銀行の証券業務を厳しく制限。

我が国でも、米国の規制を参考に、戦後に制定された証券取引法の65条〔金融商品取引法33条〕において、原則として銀行の証券業務を禁止。その立法趣旨は以下のとおり。

- ① 銀行の財務の健全性確保
- ② 預金者と投資者の利益相反の防止
- ③ 銀行の優越的地位の濫用の防止

2. 銀証の相互参入とファイアーウォール規制

1993年(平成5年)に施行された金融制度改革法により、業態別子会社方式による銀証の相互参入を解禁。この際、相互参入による上記の弊害を防止するため、銀行と証券子会社等との間のファイアーウォール規制を導入。

(注)ファイアーウォール規制の例

- ・ 役職員の兼職規制
- ・ 非公開情報の授受の禁止
- ・ 信用供与を利用した抱き合わせ行為の禁止 等

3. ファイアーウォール規制の緩和

その後、実態を踏まえつつ、弊害の少ない場合には規制を緩和。

(注)廃止されたファイアーウォールの例

- ・ 店舗の共用制限
- ・ 内部管理業務のための非公開情報授受容認(個別承認制)
- ・ コンピューターの共用制限 等

銀行と証券間のファイアーウォール規制

○金融商品取引法

【役職員の兼職規制】金商法第31条の4

金融商品取引業者の取締役、会計参与、監査役又は執行役が、親銀行等の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又は使用人を兼ねること。

金融商品取引業者の取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又は使用人が、子銀行等の取締役、会計参与、監査役又は執行役を兼ねること。

【金融商品取引に係るアームズ・レングス・ルール】金商法第44条の3第1号

通常取引と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、親法人等又は子法人等と有価証券の売買その他の取引等を行うこと。

【信用供与を利用した抱き合わせ行為の禁止】金商法第44条の3第2号

金融商品取引業者との有価証券の売買その他の取引等の契約を締結することを条件として親法人等又は子法人等が顧客に対して信用を供与していることを知りながら、当該顧客と当該契約を締結すること。

【内閣府令への委任】金商法第44条の3第4号

金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして、内閣府令で定める行為。

(注) 金商法第44条の3で制限されている行為については、同条ただし書きにおいて、「公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。」との適用除外規定が設けられている。

○金融商品取引業等に関する内閣府令

【一般的取引に係るアームズ・レングス・ルール】府令第153条第1号

通常取引の条件と著しく異なる条件で、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等と資産の売買その他の取引を行うこと。

【親・子法人等の取引を利用した抱き合わせ行為の禁止】府令第153条第2号

金融商品取引業者との金融商品取引契約を条件としてその親法人等又は子法人等が顧客に対して通常取引の条件よりも有利な条件で資産の売買その他の取引を行って、当該顧客との間で当該契約を締結すること。

【利益相反に係る開示】府令第153条第3号

親法人等又は子法人等に対して借入金に係る債務を有する者が発行する有価証券の引受人となる場合であって、当該有価証券に係る手取金が当該債務の弁済に充てられることを知りながら、その旨を顧客に説明することなく当該有価証券を売却、あるいは売却の媒介等を行うこと。

<p>【親・子法人等の発行証券の引受主幹事制限】 府令第153条第4号 金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が発行する有価証券の引受けに係る主幹事会社となること。 ※ ただし、指定格付機関による格付が付与されている場合、金融商品取引所において6月以上継続して上場されている株券で、1年間の売買金額が100億円以上及び時価総額が100億円以上である場合を除く。</p>
<p>【バックファイナンスの禁止】 府令第153条第5号 有価証券の引受人となった日から六月を経過する日までの間において、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等がその顧客に当該有価証券の買入代金につき貸付けその他信用の供与をしていることを知りながら、当該有価証券を売却すること。</p>
<p>【引受証券の売却制限】 府令第153条第6号 有価証券の引受人となった日から六月を経過する日までの間において、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等に当該有価証券を売却すること。 ※ ただし、親法人等又は子法人等が顧客から注文を受け、転売する場合、ブックビルディングにより合理的かつ公正な発行条件が確保されている場合等を除く。</p>
<p>【非公開情報の授受の禁止】 府令第153条第7号 有価証券関連業を行う金融商品取引業者が発行者等に関する非公開情報を当該金融商品取引業者の親法人等若しくは子法人等から受領し、又は当該親法人等若しくは子法人等に提供すること。 ※ ただし、①事前に書面同意がある場合、②内部統制報告書を作成するために必要な情報、③法令等に基づいて非公開情報を受領し、提供する場合等を除く。</p>
<p>【非公開情報の授受を利用した業務運営の禁止】 府令第153条第8号 金融商品取引業者の親法人等又は子法人等から取得した顧客に関する非公開情報を利用して金融商品取引契約の締結を勧誘すること。</p>
<p>【別法人であることを開示しない業務運営の禁止】 府令第153条第9号 金融商品取引業者が、その親銀行等又は子銀行等と共に顧客を訪問する際に、その親銀行等又は子銀行等と別の法人であることを開示をせず、同一の法人であると顧客を誤認させるような行為を行うこと。</p>

○非公開情報の授受の禁止（府令第153条第7号）の適用除外

金商法第44条の3ただし書きに基づき、金融商品取引業者は、その持株会社等・親銀行等・子銀行等との間で、以下に掲げる内部管理に関する業務の全部又は一部を行うための非公開情報を授受することについて、内閣総理大臣の承認を受けたときは、府令第153条第7号の非公開情報の禁止規定の適用除外を受けることができる。

- | | |
|--------------------|------------|
| ① 法令遵守に関する業務 | ④ 財務に関する業務 |
| ② 損失の危険の管理の業務 | ⑤ 経理に関する業務 |
| ③ 内部監査及び内部検査に関する業務 | ⑥ 税務に関する業務 |

弊害防止措置の適用除外の承認制度

公益又は投資者保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして内閣総理大臣の承認を受けた場合には、弊害防止措置の適用除外を受けることが可能(金商法第44条の3ただし書き)。
→ 内部管理に関する業務の全部又は一部を行うため、顧客の同意なき非公開情報の授受の禁止を承認により解除。

1. 対 象

適用除外の承認を受けようとする金融商品取引業者とその持株会社等、親銀行等、子銀行等との間。

(注)金商法施行時に、持株会社等、親・子法人等である預金取扱金融機関、保険会社等のほか、信託会社及び貸金業者を対象に追加。

2. 内部管理に関する業務

- ① 法令遵守に関する業務
- ② 損失の危険の管理の業務
- ③ 内部監査及び内部検査に関する業務
- ④ 財務に関する業務
- ⑤ 経理に関する業務
- ⑥ 税務に関する業務

3. 承認基準

- ① 内部管理に関する業務を公正かつ的確に遂行することができる人的構成及び業務運営体制を有していること
- ② 内部管理に関する業務を遂行するための社内規則が整備されていること
- ③ 内部管理に関する業務を行う部門から発行者等に関する非公開情報が漏えいしない措置が的確に講じられていること
- ④ 内部管理に関する業務に従事する者が他の事業を行う部門から独立していること

銀行と証券間のファイアーウォール規制の沿革

平成	金融制度改革等の概要	ファイアーウォール規制の沿革	
		緩和	整備
5年	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">金融制度改革法</div> <ul style="list-style-type: none"> ◆業態別子会社方式による相互参入解禁 		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">ファイアーウォール規制の導入</div> <ul style="list-style-type: none"> ◆証券子会社の主幹事制限（メインバンク・ファイアーウォール） ◆共同訪問の禁止 ◆非公開情報の授受の禁止 ◆人事交流の制限（プロパー化比率） ◆役職員の兼職規制 ◆店舗の共用制限 ◆親・子法人等の発行証券の引受主幹事制限 ◆信用供与を利用した抱き合わせ行為の禁止 等
10年	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">金融システム改革</div> <ul style="list-style-type: none"> ◆金融持株会社の設立解禁 ◆銀行等による投信窓販解禁 		<ul style="list-style-type: none"> ◆預金との誤認防止措置の整備
11年	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">ファイアーウォール規制の緩和</div>	<ul style="list-style-type: none"> ◆メインバンク・ファイアーウォールの廃止 ◆非公開情報の授受の禁止について緩和（顧客からの書面による包括同意を容認） ◆店舗の共用制限の緩和 ◆共同訪問の解禁 ◆人事交流の制限の廃止（プロパー化比率） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆コンピューターの共用制限 ◆別法人であることの開示義務
12年		<ul style="list-style-type: none"> ◆内部管理目的での非公開情報の授受及びコンピューターの共用の容認（個別承認制） 	
14年		<ul style="list-style-type: none"> ◆店舗の共用制限の廃止 	<ul style="list-style-type: none"> ◆共同店舗における誤認防止措置の整備
16年	銀行等による証券 仲介業務の解禁		<ul style="list-style-type: none"> ◆仲介業務における銀行等に対する弊害防止措置の整備
17年	個人情報保護法施行		
18年		<ul style="list-style-type: none"> ◆コンピュータの共用制限の廃止 	
19年	金融商品取引法施行	<ul style="list-style-type: none"> ◆非公開情報の授受の禁止の適用除外の追加（内部統制報告書作成のために必要な情報等） ◆内部管理目的での非公開情報の授受の対象の追加（信託会社、貸金業者） ◆親・子法人等の発行証券の引受主幹事制限の緩和 	

銀行と証券間のファイアーウォール規制をめぐるこれまでの指摘

○平成 19 年 6 月 19 日 閣議決定
「経済財政改革の基本方針 2007」

第 2 章 成長力の強化 2. グローバル化改革 【具体的手段】

(2) 「金融・資本市場競争力強化プラン」(仮称。以下同じ。)の策定
「金融・資本市場競争力強化プラン」を平成 19 年内を目途に金融庁が取りまとめ、政府一体として推進する。その際、以下の施策については特に重点的に取り組む。

(中略)

② 銀行と証券に係るファイアーウォール規制の見直し
優越的地位の濫用や利益相反の防止などの措置を講じた上で、銀行・証券に係るファイアーウォール規制の見直しを行う。

(以下略)

○平成 19 年 6 月 13 日 金融審議会 金融分科会
我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ「中間論点整理」

II. 検討課題

2. 制度を含むインフラ

(1) 規制環境

④ その他

・ 銀行・証券に係るファイアーウォール規制のあり方

－ 銀行・証券に係るファイアーウォール規制(弊害防止措置)については、平成5年の金融制度改革において業態別子会社方式による相互参入が解禁された際に、利益相反の防止や優越的地位の濫用の防止等の観点から設けられたものであるが、その後、実態を踏まえ、累次にわたる規制緩和が行われてきたところである。

しかしながら、現行のファイアーウォール規制は、金融グループとしての業務展開に当たり、顧客に関する非公開情報の授受等を原則的に禁止していることから、以下に掲げるような指摘がある。

- － 金融グループとして利用者に総合的なサービスを提供するための金融イノベーションを阻害している。
- － 金融グループとして要求される統合的リスク管理やコンプライアンスの障害となっている。
- － 特に海外金融機関にとっては、規制対応のための体制整備に伴う管理コ

ストが増加している。

他方、現行のファイアウォール規制の根拠とされている利益相反や優越的地位の濫用の可能性は今日においてもなお重要な論点であるほか、我が国において銀行は依然として支配的な地位にあり、経済に与える影響が大きいことや、金融グループ内の情報共有に対する利用者の懸念等も考慮に入れる必要があるのではないかとの指摘もあった。

したがって、銀行・証券に係るファイアウォール規制のあり方については、利用者利便の向上や金融機関の適切かつ効率的な業務運営の確保等の観点とともに、利益相反や優越的地位の濫用の防止の観点も踏まえ、必要十分なものとなるよう、今後、金融審議会の場において、早急に検討を開始すべきである。

一 なお、上記で指摘された利益相反等の弊害は、銀行・証券間のみが生じる問題ではなく、例えば、証券会社(グループ)内の部門間、又は同一金融グループ内の銀行・証券間以外の会社の間でも同様に生じる問題である。こうしたことから、銀行・証券間に限らず、広く金融グループにおける利益相反防止のための実効性ある方策等についても検討すべきである。

また、金融サービスの高度化・多様化に伴い、新たな金融関連業務へのニーズが高まっていることに鑑み、金融グループに対する業務範囲規制等のあり方についても、規制の趣旨や業務の特性等を踏まえ、今後、検討する必要がある。

○平成19年4月20日 経済財政諮問会議グローバル化改革専門調査会 金融・資本市場ワーキンググループ第一次報告

2. プロとしての高い力量をもち、責任を自覚したプレーヤーによるイノベーションを促進し、資産運用力を強化する。

(1) 銀行・証券・保険に係る規制の見直し

- ① 国際的にいわゆる「金融のコングロマリット化」が進むなかで、現行の我が国の銀証分離などの業規制については、ガバナンス、業務体制等の面でなお不十分、不透明な面が少なくないとの指摘がある。また、外資系金融機関等からも、顧客情報の共有や役職員の兼任が困難となるなど、利用者へのサービス向上の妨げとなっているとの指摘がある。
- ② このため業規制の見直しを進めることが望ましいが、その際、利益相反に対する弊害の除去、銀行の優越的地位の利用に対する制限などの観点から、適切なファイアウォールに関するきめ細かなルールを同時に整備することが必要である。また、そうした弊害が発生する蓋然性の少ない業態ないし取引にとって過度な負担とならないような対応が求められる。その際、預金保険制度など銀行のセーフティネットの適用範囲が安易に拡大されることのないような仕組みも必要である。
- ③ さらに、保険業も含めた「金融のコングロマリット化」にも対応できるあるべき姿を展望しつつ、それを可能とする制度的条件を明らかにしていくことが必要である。

○平成 19 年 6 月 22 日 閣議決定
「規制改革推進のための 3 か年計画(抄)」

Ⅱ 重点計画事項

11 競争政策・金融

(2) 金融

② 金融横断分野

ア 銀行・証券のファイアーウォール規制の在り方の検討【平成19 年度検討】

金融持株会社傘下の銀行と証券会社の間には、欧米に比べ厳格な銀行・証券のファイアーウォール規制が存在しており、我が国の金融機関における総合的な金融サービスの提供やグループ全体でのリスク管理等において機動的対応の制約要因になっているとの指摘がある。また、こうした規制は我が国企業のグローバルかつ機動的な事業戦略展開にも影響を及ぼしかねない等の指摘がある。

したがって、銀行・証券に係る現行のファイアーウォール規制については、我が国金融機関の国際競争力、顧客ニーズへの対応、効率的な業務運営、総合リスク管理等の観点とともに、諸外国における制度や、利益相反の防止策等、顧客保護の観点等にも十分配慮しながら、適切なものとなるよう、その在り方について必要な検討を行う。

金融機関が行うことのできる主な有価証券関連業務

業 務 有価証券の種類	売買、その 媒介・取次 ぎ・代理	引受け	募 集 の 取扱い	私 募 の 取扱い	仲介業 (注)
国 債	○	○	○	○	/
地方債	○	○	○	○	/
政府保証債	○	○	○	○	/
CP (1年未満)	○	○	○	○	/
受益証券発行信託	○	○	○	○	/
社 債	×	×	×	○	○
株 券	×	×	×	○	○
投 信	○	×	○	○	/

(注) 平成16年12月導入。金融商品取引業者の委託を受けて、当該金商業者のために行う有価証券の売買の媒介、募集の取扱い・私募の取扱い等をいう。

個人情報保護法第23条(平成17年4月施行)

個人情報
取扱事業者

第三者への個人データの提供につきあらかじめ、
本人の同意が必要。

ただし、以下の場合を除く。(1項)

- ① 法令に基づく場合
- ② 人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合
- ③ 公衆衛生・児童の健全育成に特に必要な場合
- ④ 国等に協力する場合

本人の求めにより原則として提供停止(オプトアウト※)する
こととしている場合もあらかじめ、本人の同意不要。(2項)

※オプトアウトの要件

以下の4項目をあらかじめ通知し、又は本人の知り得る
状態においている場合

- ① 第三者に提供すること
- ② 提供する情報の種類
- ③ 提供の手段
- ④ 求めに応じて提供停止すること

第三者

第三者に該当しない場合

- ① 委託先への情報提供
- ② 合併等に伴う提供
- ③ グループによる共同利用(いわゆる特定共同利用。共同利用する者の範囲や利用目的等をあらかじめ明確にしている場合に限る。)

(参考) 個人情報保護法第23条(平成17年4月施行)

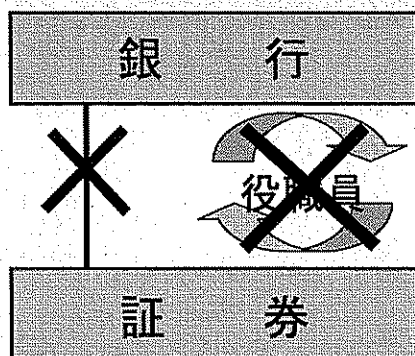
(第三者提供の制限)

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合
 - 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。
- 一 第三者への提供を利用目的とすること。
 - 二 第三者に提供される個人データの項目
 - 三 第三者への提供の手段又は方法
 - 四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
- 3 個人情報取扱事業者は、前項第二号又は第三号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。
- 4 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前三項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- 一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
 - 二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - 三 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 5 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

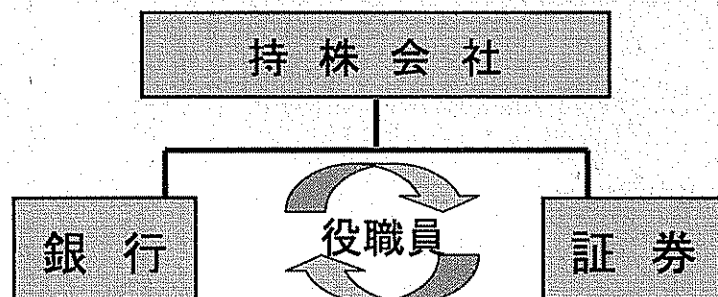
米国における銀行・証券間の規制の変遷

1930年代モデルの「銀証分離」



- グラス・スティーガル法(1933年)
 - ① 銀行本体による証券業務の禁止
 - ② 証券会社による預金受入の禁止
 - ③ 銀行による主として証券業務に従事する子会社の保有禁止
 - ④ 銀行と証券会社の役員兼職の禁止

その後



- ファイアーウォール規制の導入(1987年)
 - ・③の解釈により、株式・社債等の引受・ディーリング業務の収入割合が一定以下の証券会社については、持株会社による保有を解禁
 - ・非公開顧客情報の共有の制限等のファイアーウォール規制の導入
- ファイアーウォール規制の見直し(1997年)
 - ・非公開顧客情報の共有の制限の撤廃等
 - (注)別途、公正信用報告法により、消費者報告(信用情報等)に該当する場合には、個人顧客にオプトアウトの機会を付与。
- グラム・リーチ・ブライリー法(1999年)
 - ・①、②は存続。③、④は撤廃

(注)銀行持株会社(BHC)のうち、財務状況が良好である等の要件を満たし、FRBにより承認を受けた金融持株会社(FHC)以外については、役員兼職規制(銀行役員が、持株会社傘下の証券会社のCEOへの就任、取締役の過半数超の兼職をすることを禁止)等が残置。なお、かかる規制の対象となる証券子会社は07年3月末で2社(FHCの資格を取得しているBHCは、07年9月末で654社)。

米国における関連規制の概要

【アームズ・レングス・ルール】連邦準備法第 23B 条 (a)

連邦準備制度加盟銀行及びその子会社は、その関連会社と行う取引は非関連会社との間で行う取引と実質的に同等の条件で行わなければならない。

【引受証券の売却制限】連邦準備法第 23B 条 (b)

連邦準備制度加盟銀行及びその子会社は、受託者としてか本人としてかを問わず、引受又は販売シンジケートが存在する期間中に、当該銀行の関係会社が主たる引受人となっている証券について、そのことを知りながら、購入又は取得してはならない。

【信用供与等を利用した抱き合わせ行為の禁止】銀行持株会社法第 106 条

銀行が商品・サービスの提供又は対価設定にあたり、顧客が当該銀行、その親会社、当該親会社の子会社から他の商品・サービスを購入することを条件とすること等を禁止。

【バックファイナンスの禁止】証券取引所法第 11 条 (d)

引受人となった日から 30 日を経過するまでの間において、当該新規発行証券を購入する顧客に対して、証券会社が、与信を提供又は斡旋することを禁止。

【発行証券の引受主幹事制限】NASD規則第 2720 条

NASD 会員又はその関係者が、会員自身又はその親会社、関連会社、及び、会員自身又はその親会社、関連会社と利益相反関係にある会社の発行する証券の公募の取扱いに参加することは、原則禁止。

但し、以下の要件を満たす場合は、例外的に許容される。

会員の取締役会の過半数が、当該証券の発行届出日及び募集の効力発生日の直前 5 年間に、投資銀行業務・証券業務に積極的に従事していること、及び、(A) 当該証券の発行価格が、デュー・デリジェンスを行う適格独立引受会社(注 1)が推奨する価格に即していること、(B) エクイティの場合は真正で独立した市場(注 2)が存在すること、又は、(C) 一定以上の格付を得ていること。

(注 1) 適格独立引受会社 (qualified independent underwriter) とは、①直前 5 年間に役員の過半数が投資銀行業務・証券業務に従事、②直前 5 年間に同種・同規模の証券の公募の引受けに従事、③当該発行者と 5%以上の資本関係がないこと等の要件を満たす者を指す。

(注 2) 真正で独立した市場 (bona fide independent market) とは、①発行届出日の直前 90 日間に全国取引所に上場している、及び、②発行届出日の直前 90 日間に、取引高が 50 万株以上であるか、500 万株以上が公開されている等の要件を満たす証券の市場を指す。

【顧客の誤認防止措置、利益相反の開示】非預金投資商品の販売に係る関係金融当局ガイドライン

投資商品の個人顧客に対する推奨又は販売は、当該商品が預金とは明確に異なることが確認される方法で行わなければならない。

預金取扱金融機関は、当該金融機関又はその関連会社と、当該金融機関により株式が販売されている投資会社との間にある助言関係その他の重大な関係の存在、及び、当該金融機関と投資商品の提供に係る関連会社との間にある重大な関係の存在について、開示しなければならない。

○米国のFRBの規則（レギュレーションY）が定める業務基準

1. 自己資本

- 銀行持株会社（BHC）は連結ベースで適切な自己資本(adequate capital)を維持し、更に、傘下の20条子会社が、全ての種類の証券の引受け及び取引を行う認可を受けている場合は、連結ベースで強固な自己資本(strong capital)を維持する必要。
- 銀行又は貯蓄金融機関（以下、「銀行等」）が十分な自己資本(well-capitalized)を下回り、BHCが迅速に回復させることが出来なかった場合や、米国内に支店又は代理店（以下、「支店等」）を有する外国銀行がバーゼル合意の求める連結ベースでの最低水準を維持できず、かつ迅速に回復することができなかった場合は、FRBはその裁量により、資本調達、信用供与、増資にかかるファイアーウォールの再適用、又は、20条子会社の剥奪を命ずることが可能。

2. 内部統制

- BHC及び外国銀行は、傘下の銀行等又は米国支店等に対し、20条子会社が引受又はアレンジした取引への参加にかかる方針・手続き（与信枠の設置を含む）を導入させる必要。
- BHC及び外国銀行は、銀行等又は支店等がそうした取引に参加する際に、独立かつ徹底した信用力評価の実施、及び、当該評価についての関連書類の適切な維持を確保する必要。

3. 兼職制限

- BHC傘下の銀行等又は外国銀行の米国支店等の取締役、役員又は職員が、20条子会社の取締役会の過半数またはCEOに就任することの禁止。
- 20条子会社の取締役、役員又は職員が、関連する銀行等又は支店等の取締役会の過半数又はCEOに就任することの禁止。

4. 顧客への開示

- リテールの顧客による新規の証券口座開設に際し、20条子会社は、合同ガイドライン¹により求められるものと同程度の情報開示・顧客確認をする必要。
- 銀行等又は支店等の取締役、役員又は職員は、20条子会社が引受けている又は取引を行うことを知っている非適格証券について、顧客に当該事実を開示することなしに、その価値についての評価又は購入・売却の助言を提供することの禁止。

5. 日中の(intra-day)信用

- 銀行等又は支店等による20条子会社に対する日中の信用供与は、連邦銀行法23B条に則り、市場と同等の条件で行う必要。

6. 引受け期間中の証券購入のための資金供与にかかる制限

- 銀行等又は支店等は、以下の場合を除き、20条子会社が非適格証券を引受け中又は引受け後30日以内であることを知りながら、当該証券を担保とする顧客に対し、又は、当該証券の購入のための、信用を供与することの禁止。
 - 当該信用供与が既存のクレジットラインに課されている条件に則している、又は
 - 当該信用供与が当該20条子会社の決済取引に関連している。

7. 報告徴求

- BHC及び外国銀行は、所管の連邦準備銀行に対し四半期ごとに、NASD等に提出した業務報告書及びFRBに求められたあらゆる情報を提出する必要。
- 資本金に関して20条子会社がSECに提出した全ての通知の写しは、同時に所管の連邦準備銀行に対しても提出する必要。

8. 外国銀行—連邦銀行法23A及び23B条

- 連邦準備法23A、23B条に則り、米国支店等による、20条子会社に対する信用供与及び同子会社が主な引受人となっている証券の購入の制限、及び、同子会社の債務に責任があることの宣伝又は示唆の禁止。

(注) 銀行持株会社(BHC)の場合については、上記業務基準のすべてが適用されるが、金融持株会社(FHC)については業務基準5、8のみが適用される。

¹「非預金投資商品の販売に係る関係金融当局ガイドライン」(Interagency Statement on Retail Sales of Nondeposit Investment Product)

利益相反の管理に関する欧米の規制枠組みについて

- 利益相反の管理に関する欧米各国の規制は、総じて、利益相反の管理に関する一般的な原則を提示した上で、そのために必要な体制整備等について規定することにより、自主的な規律付けを促すものとなっている。

【米国】

- 利益相反の管理に関する包括的な規制はなし。
注) 銀行グループが投資助言・運用業を営むにあたっての行為規制あり (Regulation Y)。
- FRB 等の監督マニュアルでは、レバレッジド・ファイナンス、プライベート・バンキング、証券ブローカレッジ等の各業務に関し、利益相反の特定・回避・管理のための組織体制の整備、方針・手続きの策定及び情報開示等について規定。

【欧州】

- EU の「金融商品市場指令」(MiFID) では、域内各国当局が、業者に対し、利益相反の特定・回避・管理のための組織体制の整備、方針・手続きの策定及び情報開示等を求めることとされている。
 - ⇒ 英国 FSA の監督指針 (ハンドブック) では、「業者と顧客の間、及び複数の顧客の間で生じ得る利益相反の十分な管理」を、監督上の原則の一つ (Principle 8) と位置付けた上で、各業者が最低限満たすべき組織体制、方針・手続き、及び顧客へ情報提供・開示すべき事項等について規定。
 - ⇒ ドイツの証券取引法では、利益相反回避の観点から、業者としての禁止行為を規定するとともに、業者と顧客の間及び複数の顧客の間で生じ得る利益相反を最小化するための適切な内部統制手続きの確保等を義務づけ。また、当該規定を受けた BaFin の監督指針では、業者内の業務隔壁 (チャイニーズ・ウォール)、取引監視態勢及びコンプライアンス部門の機能等について規定。

(参考) 利益相反に関する国際的な最低基準

1. パーゼル銀行監督委員会「コア・プリンシプル・メソドロジー」(1999年10月策定、2006年10月改訂)

● 原則8 (信用リスク) に関する必須基準3

監督当局は、銀行が利益相反を排除し、独立企業間 (arm's length) の原則に則って与信を決定することを求め、定期的に確認する。

2. 証券監督者国際機構 (IOSCO) 「証券規制の目的と原則」(1998年9月策定、2003年5月改訂)

● 原則1 2.5 市場仲介者：業務執行に関する規則及び健全性に関するその他の要件

(略)

市場仲介者は、顧客利益の保護及び市場の品位 (integrity) の確保に資するよう行動しなければならない。

(略)

市場仲介者としての適切な内部組織の詳細は、会社の規模、事業の性質及び引き受けるリスクによって異なるが、市場仲介者に関する規制は、一般的に以下の基準を満たすものでなければならない。

(略)

- ・ 利益相反 — 市場仲介者は、いかなる利益相反も避けるよう努力しなければならない。利益相反の可能性がある場合には、適切な情報開示や機密保持に関する内部規則を通じて、または、利益相反が避けがたい場面では行動を控えることにより、全ての顧客が公平に扱われるようにしなければならない。自社の利益を顧客の利益よりも優先させてはならない。

優越的地位の濫用の禁止

銀行法（抄）（昭和五十六年法律第五十九号）

（銀行の業務に係る禁止行為）

第十三条の三 銀行は、その業務に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 顧客に対し、虚偽のことを告げる行為
- 二 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為
- 三 顧客に対し、当該銀行又は当該銀行の特定関係者その他当該銀行と内閣府令で定める密接な関係を有する者の営む業務に係る取引を行うことを条件として、信用を供与し、又は信用の供与を約する行為
- 四 前三号に掲げるもののほか、顧客の保護に欠けるおそれがあるものとして内閣府令で定める行為

銀行法施行規則（抄）（昭和五十七年大蔵省令第十号）

（銀行の業務に係る禁止行為）

第十四条の十一の三 法第十三条の三第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 顧客に対し、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項について告げず、又は誤解させるおそれのあることを告げる行為
- 二 顧客に対し、不当に、自己の指定する事業者と取引を行うことを条件として、信用を供与し、又は信用の供与を約する行為（法第十三条の三第三号に掲げる行為を除く。）
- 三 顧客に対し、銀行としての取引上の優越的地位を不当に利用して、取引の条件又は実施について不利益を与える行為

諸外国の制度の概要

	日本	米・欧
グループ内の非公開情報の共有制限	<ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引法上、金融商品取引業者による、①発行者又は顧客に関する非公開情報を、事前の書面同意なく親法人等・子法人等との間で授受すること、②親法人等・子法人等から取得した顧客に関する非公開情報を利用して取引等を勧誘することは禁止（金商業府令第153条第7号、第8号）。 <ul style="list-style-type: none"> ※非公開情報…発行者である会社の運営、業務若しくは財産に関する公表されていない重要な情報であって顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの又は自己若しくはその親法人等若しくは子法人等の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他の特別の情報をいう（金商業府令第1条第4項第12号）。 ただし、内部管理業務のための授受については、当局の承認があれば事前の書面同意は不要（金商業府令第151条）。 個人情報保護法上、個人データを事前の同意なく第三者に提供することは原則禁じられている。 <ul style="list-style-type: none"> ただし、本人の求めに応じて第三者への提供を停止することとしている場合であって、第三者への提供を利用目的とすること等について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、第三者に提供できる。 また、①利用目的の達成に必要な範囲内で外部委託する場合、②合併等事業承継の場合、③特定の者との間で共同して利用する場合であって、利用者の範囲や利用目的等について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときにおいては、個人データの提供を受ける者は、第三者には該当しない（個人情報保護法23条）。 	<p><米国></p> <ul style="list-style-type: none"> 非公開個人情報をグループ内で共有することに制限はないが、グループ外の第三者と共有するためには、オプトアウトの機会を与えることが必要。なお、継続的な取引のある顧客に対しては、プライバシー方針と実務に関する定期的な通知を行う必要（グラム・リーチ・プライリー法）。 消費者報告（信用度、信用残高、人格、生活様式など）に該当する場合、グループ内外を問わず、第三者と共有するためには、オプトアウトの機会を与えることが必要。ただし、事業に関する情報や取引実績に関する情報は消費者報告に該当しない（公正信用報告法）。 消費者報告に該当しても、不正防止や組織的なリスク管理を目的とする場合は、オプトアウトの機会を与えることは不要。 州法によってはより強い保護規定をおいている。 <ul style="list-style-type: none"> ※例えば、カリフォルニア州では、グループ内の情報共有についてはオプトアウト、グループ外の第三者との情報共有については、オプトインによる同意が必要としている。 法人の情報や事業目的で金融機関と取引を行う個人の情報の共有については、特段の規定なし。 <p><EU></p> <ul style="list-style-type: none"> グループ内外を問わず、個人情報を共有するためには顧客による同意が必要（EU指令）。 法人情報については、特段の規定なし。
役職員の兼務制限	<ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引法上、金融商品取引業者の役員による親銀行等の役職員の兼務及び金融商品取引業者の役職員による子銀行等の役職員の兼務は禁止（金商法第31条の4）。 	<p><米国></p> <ul style="list-style-type: none"> 銀行持株会社（BHC）の下では、銀行と証券会社間での役職員の兼務は、代表取締役、過半数の役員を占めていなければ可能。 財務状況が良好である等の要件を満たし、承認を受けた金融持株会社（FHC）の下では、役職員の兼職制限は撤廃。

発行体向けクロスマーケティングに関連するこれまでの規制緩和の流れ

● 規制の概要

銀証分離により、銀行等による引受け業務は禁止されているが、銀行等が取引先企業に対し、株式公開等に向けたアドバイスを行い、又は引受金融商品取引業者に対し株式公開等が可能な取引先企業を紹介する業務は認められている。なお、アドバイスや紹介に止まらない具体的な条件の提示や交渉は、「引受け」そのものに該当する可能性が高いとして認められていない。

● これまでの、発行体向けの総合的な金融サービスの提供に向けた規制緩和の流れ

(1) 共同訪問の解禁

銀行の職員と証券会社の職員による顧客への共同訪問の解禁（平成11年）

(2) 顧客からの包括同意による非公開情報の授受の解禁

顧客の非公開情報の授受の禁止規定について、解除される要件を個別同意から包括同意へ（平成11年）

(3) アドバイス、紹介業務の解禁

旧『証券会社向けの総合的な監督指針』：銀行等が取引先企業に対し、株式公開等に向けたアドバイスを行い、又は引受金融商品取引業者に対し株式公開等が可能な取引先企業を紹介する業務は、金融商品取引法第33条に該当しない、と整理。（平成16年）

『主要行等向けの総合的な監督指針』：銀行が固有業務と一体となって実施するコンサルティング業務、ビジネスマッチング業務等は銀行法上の「その他の付随業務」に該当。その中には、銀行が取引先企業に対し株式公開等に向けたアドバイスを行い、又は引受金融商品取引業者に対し株式公開等が可能な取引先企業を紹介する業務も含まれる、と整理。（平成16年）

金融商品取引法

(金融機関の有価証券関連業の禁止等)

第三十三条 銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関は、有価証券関連業又は投資運用業を行ってはならない。

(定義)

第二条

8 この法律において「金融商品取引業」とは、次に掲げる行為（中略）のいずれかを業として行うことをいう。

六 有価証券の引受け（有価証券の募集若しくは売出し又は私募に際し、第六項各号に掲げるもののいずれかを行うことをいう。）

6 この法律（第五章を除く。）において「引受人」とは、有価証券の募集若しくは売出し又は私募に際し、次の各号のいずれかを行う者をいう。

一 当該有価証券を取得させることを目的として当該有価証券の全部又は一部を取得すること。

二 当該有価証券の全部又は一部につき他にこれを取得する者がいない場合にその残部を取得することを内容とする契約をすること。

証券会社の行為規制等に関する命令（共同訪問の禁止）

平成11年4月に廃止

(弊害防止措置)

第十二条 法第四十五条第三号に規定する総理府令・大蔵省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

四 証券会社の取締役若しくは監査役又は使用人が当該証券会社の親銀行等（略）又は子銀行等（略）の取締役若しくは監査役（略）又は使用人（以下この号において「親銀行等の取締役等」という。）とともに同一の顧客を訪問すること（当該証券会社の親銀行等の取締役等とともに訪問すべき旨の要請が当該顧客からなされており、かつ、当該要請の目的が特定されている場合、又は当該訪問の際に行われる行為が国債証券等に係る法第二条第八項各号に掲げる行為に関するものに限定されている場合を除く。）。

証券会社の行為規制等に関する命令／金融商品取引業等に関する内閣府令

改正前

(弊害防止措置)

第十二条 法第四十五条第三号に規定する総理府令・大蔵省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

八 証券会社又はその取締役、監査役若しくは使用人が発行者又は顧客に関する非公開情報(略)を、その親法人等若しくは子法人等から受領し、又はその親法人等若しくは子法人等に提供すること(当該証券会社若しくはその親法人等若しくは子法人等又はそれらの取締役若しくは監査役若しくは使用人による当該非公開情報の提供につき事前に当該発行者又は顧客の個別の同意がある場合及び次のイからホまでに掲げるものを算出するため当該証券会社はその親銀行等又は子銀行等に顧客への信用の供与等の額を提供する場合を除く。)

金融商品取引業等に関する内閣府令

(金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限)

第一百五十三条 法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

七 有価証券関連業を行う金融商品取引業者(第一種金融商品取引業を行う者に限る。)が発行者等に関する非公開情報を当該金融商品取引業者の親法人等若しくは子法人等から受領し、又は当該親法人等若しくは子法人等に提供すること(次に掲げる場合において行うものを除く。)

イ 当該金融商品取引業者又はその親法人等若しくは子法人等による非公開情報の提供についてあらかじめ当該発行者等の書面による同意がある場合

金融審議会金融分科会第一部会報告

「市場機能を中核とする金融システムに向けて」(平成15年12月)

銀行が貸出先中小企業に対し市場調達や株式公開に向けたアドバイスを行うとか、公開可能な貸出先企業を引受証券会社に紹介するといった市場誘導業務(これまでフィービジネスとしては65条に抵触すると観念されてきた業務。誘導する市場は、企業の成長段階に応じて、グリーンシート、新興市場、取引所二部・一部となる。)を行うことにより、銀行と証券会社が連携して、市場機能を中核とする金融システムに向けた大きな流れを造りだせるのではないかと考えられる。換言すれば、一般事業会社にできることを、銀行にだけ制度的にできないままにしておくことは、もはや国民に対して説明できない段階にきていると考えられる。

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針

Ⅷ-2-5 金商法第33条の規定の解釈について

(1) 金商法第33条第1項本文の規定の解釈について

① 銀行、協同組織金融機関その他金商法施行令第1条の9で定める金融機関（以下Ⅷ-2-4において「銀行等」という。）が行う以下の業務は、金商法第33条第1項により行ってはならないとされている行為には該当しない。

イ. 取引先企業に対し株式公開等に向けたアドバイスを行い、又は引受金融商品取引業者に対し株式公開等が可能な取引先企業を紹介する業務

ロ. 勧誘行為をせず、単に顧客を金融商品取引業者に紹介する業務

② 上記①ロの「紹介」には、以下の行為を含む。

イ. 当該銀行等の店舗に、金融商品取引業者が自らを紹介する宣伝媒体を据え置くこと又は掲示すること。

ロ. 当該銀行等と金融商品取引業者の関係又は当該金融商品取引業者の業務内容について説明を行うこと。

主要行等向けの総合的な監督指針

V-3-2 「その他の付随業務」の取扱い

銀行が法第10条第2項の業務（同項各号に掲げる業務を除く。以下「その他の付随業務」という。）を行う際には、以下の観点から十分な対応を検証し、態勢整備を図っているか。

(1) 銀行が、従来から固有業務と一体となって実施することを認められてきたコンサルティング業務、ビジネスマッチング業務、M&Aに関する業務、事務受託業務については、取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化の観点から、固有業務と切り離してこれらの業務を行う場合も「その他の付随業務」に該当する。

(注1) これらの業務には、銀行が取引先企業に対し株式公開等に向けたアドバイスを行い、又は引受金融商品取引業者に対し株式公開等が可能な取引先企業を紹介する業務も含まれる。また、勧誘行為をせず単に顧客を金融商品取引業者に対し紹介する業務も「その他の付随業務」に含まれる。

なお、実施に当たっては、顧客保護や法令等遵守の観点から、以下の点について態勢整備が図られている必要があることに留意すること。

① 優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となる行為の発生防止等法令等の厳正な遵守に向けた態勢整備が行われているか。

主幹事引受制限の概要

金融商品取引業者が、その親法人等・子法人等が発行する有価証券の引受主幹事会社となることを原則禁止。

例外として認められる場合（金融商品取引業府令）

- ・ 当該有価証券が、指定格付機関による格付を取得している場合。
- ・ 既上場会社による増資については、6月以上継続上場している株券であって、1年間の売買金額及び時価総額がそれぞれ100億円以上である場合（金商法府令策定時に新設）。

（参考）米国の主幹事引受制限で認められている例外（NASD規則）

- ・ 当該証券が、NASDの指定する格付機関より一定以上の格付を取得している場合。
- ・ 株券の場合には、90日間以上継続上場しており、取引所におけるその間の売買高が50万株以上であるか、500万株以上が公開されている等の場合。
- ・ 当該証券の発行価格が、適格独立引受会社（注）の推奨する価格を上回っていない場合。

（注）適格独立引受会社（qualified independent underwriter）とは、①直前5年間に役員の大過半数が投資銀行業務・証券業務に従事、②直前5年間に同種・同規模の証券の公募の引受けに従事、③当該発行者と5%以上の資本関係がないこと等の要件を満たす者を指す。